令和5年度 鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進会議(第1回)

日時 令和 5 年 8 月 2 9 日 (火) 午後 1 時 3 0 分~ 場所 鳥取県 4 階 農林水産部会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事
- (1) 令和4年度(第2回) 意見への対応状況

P5~7

- (2) みんなで取り組む農山村保全活動支援事業の実施状況 P8~10
- (3) 多面的機能支払交付金の施策評価報告について P11~50
- (4) その他
- 4 閉 会

鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進委員会 委員名簿

1. 委 員

(敬称略 50 音順)

氏 名	所 属 等	備	考
影井 利成	公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構 農地業務課長		
小谷 知載	日田を良くする会 代表		
椿善善裕	公益財団法人とっとり県民活動活性化センター 企画員		
山口 和宏	公立鳥取環境大学経営学部 講師		

2. 鳥取県及び委員会事務局

氏 名	所属等	備考
森田 智彦	鳥取県農林水産部 農業振興局 農地・水保全課長	
武本 将典	農地・水保全課 企画・保全支援担当 農林技師	事務局
石田 敬	農地・水保全課 企画・保全支援担当 農林技師	事務局
田原 佳典	農地・水保全課 企画・保全支援担当 農林技師	事務局

鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進会議開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日本型直接支払交付金(中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金)及び中山間ふるさと・水と土保全対策事業(以下「農業農村保全活動推進事業」という。)実施に関する有識者等の意見を聴取することを目的として開催する鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進会議(以下「推進会議」という。)の運営について、必要な事項を定めるものである。

(意見を求める事項)

- 第2条 推進会議は、次の事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。
- (1) 農業農村保全活動推進事業の実施状況等の点検、評価に関する事項
- (2) 農業農村保全活動推進事業の効果的な推進のための指導、助言に関する事項
- (3) 中山間地域等直接支払交付金における知事特認地域の指定基準の検討に関する事項
- (4) その他必要な事項

(構成員)

第3条 推進会議は、意見を求める事項に関して知識又は経験を有する者のうちから農地・水保全課長が依頼した者(以下「委員」という。)により構成する。

(座長)

- 第4条 推進会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 座長は会議の進行を務めるものとし、座長に事故のあるときは、あらかじめその指名 する委員が代理する。

(会議)

- 第5条 推進会議は、農地・水保全課長が必要に応じて招集し、開催する。
- 2 農地・水保全課長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、農地・水保全課において行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営等に関して必要な事項は、農地・水保全課長が別に定める。

附則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

委員会の設置根拠

「日本型直接支払制度(中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金)」及び「中山間ふるさと・水と土保全対策事業」では、それぞれの実施要綱、要領等に基づいて、事業実施に係る点検や評価、調整を行うことを目的として、中立な第三者機関を設置し、委員会を毎年度開催することとなっています。

1. 日本型直接支払交付金

(1)中山間地域等直接支払交付金

- ① 要領等による規定
- 〇実施要領第8の2:

都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に 助言するとともに、交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地 域及び特認基準についての審査検討を行う中立的な第三者機関を設置する。

〇実施要領の運用第13:

実施要領第8の「中立的な第三者機関」の構成員は、中山間地域問題等について高い学 識経験を有する者であって、交付金の執行に当たって利害関係を有しない者とする。なお、 既存の審議会、協議会等を活用する場合にあっても、交付金に係る利害関係者を除くもの とする。

② 具体的な役割等

知事特認地域の認定基準見直しや、対策中間年及び最終年(3年目と5年目)に該当する年度は、関係する審議や評価をいただく他、毎年度の交付金交付状況、各市町における取組状況等を点検していただき、御指導・御助言をいただきます。

(2)多面的機能支払交付金

- ① 日本型直接支払推進交付金交付等要綱・県基本方針による規定
 - ○交付等要綱 (別紙1) 多面的機能支払交付金に係る推進事業第1の3(1)

多面交付金の毎年度の実行状況の点検、多面交付金による取組の評価等を行うため、第 三者機関として、第三者委員会を設置する。

○多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)第6の(2)の①

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。

② 具体的な役割等

当該年度の交付金交付状況、各市町や集落における取組状況等を点検していただき、御指導・御助言をいただきます。

(3) 環境保全型農業直接支払交付金

- ① 要綱・要領等による規定
 - 〇実施要綱第6の2:

都道府県は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。

〇実施要領第15:

なお、既存の審議会、協議会等を活用する場合にあっても、交付金に係る利害関係者を 除くものとする。

〇実施要領第16:

- 1 事業の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 都道府県知事は、市町村の協力を得て、中立的な第三者機関において、事業の評価を実施するとともに、その結果を地方農政局長を経由して農産局長に報告することとする。

② 具体的な役割等

対策中間年及び最終年(3年目と5年目)に該当する年度は、関係する審議や評価をいただく他、毎年度の交付金交付状況、各市町における取組状況等を点検していただき、御指導・御助言をいただきます。

2. 中山間ふるさと・水と土保全対策事業

① 要綱・要領等による規定

〇中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱 第7の1

都道府県は、保全対策事業を効果的に推進するため、学識経験者等から構成される都道府県委員会を都道府県に設置するものとする。

② 具体的な役割等

当該年度の事業の実施計画、実施結果に関して取組状況を点検していただき、御指導・御助言を頂きます。

令和4年度鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進会議(第2回)での意見への対応状況

		委員質問	会議時の回答	その後の対応状況
1	中山間ふる水土	各事業の内容は分かるが、活用のイメージが分かりにくい。多里集落が共生の里で実施を予定していますが、大規模 圃場整備も行っている。様々な事業の実際使われているストーリーが説明されていると理解しやすい。 何かしたいときに探せる逆引き辞典のようなものがあると良い。	るものを検討させていただきたいと思い	当課として推進している田んぼダムの実施の際に活用できる補助事業の解説資料を作成しています。また、話題に上がったセンチピードグラスを使った法面省力化について、活用可能な事業を逆引き資料を作成しています。
2	田んぽダム	田んぽダムは下流域の方に利益があるが、上流域は作業負担もあるので、両者の理解を進める意味で、共生の里等の連携はされていますか。	今時点で共生の里を活用して、上流集落を支援している地区はありませんが、今回の田んぼダム研修会は農家さんだけいただいで、一般の方々にも参加いただいていて、両者の理解が深まるように、今後も声をかけていく必要があると考えています。	モデルほ場での実証研修会等を通じて、引き続き農家、地域住民の方へ田んぼダムのやり方や効果等を周知していきます。 共生の里活動での田んぼダムの実施には至っておりませんが、今年度の実証研修には、現在、共生の里を実施している気高町殿地区も出席いただき効果を実感いただきました。
3	環境直払	環境直払の面積減少で経営規模拡大 による優先順位により、取組の面積が減 少という話はありましたが、これに対して 何か対策はありますか。		3月8日開催の有機特栽推進塾が開催され、環境直払交付金について、PRを行った。 昨年度、協力依頼を行った県農業改良普及所の支援(1件)やPRチラシを農業改良普及所等に配架した結果、それを見た農業者から連絡(1件)があり、それぞれ令和5年度新規申請に繋った。令和5年当初にも県農業改良普及所・農業振興課にもPRパンフレットを配架し、継続してPRを行っているところ。

農地耕作条件改善事業 (水田貯留機能向上型)

水田の貯留機能を向上させる「田んぼダム」の取組に係る畦畔や排水口の整備等を支援

区画拡大、畦畔更新、用排水路更新、排水口更新(堰板購入等含む)、条件改善推進(農家意向調査、実施計画策定等)、法面管理省力化

主な採択要件

- ・地域計画区域内の農地(R6まで:市町村が策定した工程表に基づき協議の場を設置した区域でも実施可能)
- ・ 事業の受益者数が農業者2者以上。 ・流域治水プロジェクト等が策定されている水系。・ハード事業費が200万円以上。

○账衙/メージ

(例) 受益面積3ha、畦畔延長1,300m、排水口10箇所、畦畔法面面積4,000m2

支出額等が分かる資料を作成すること) 事業費780万円(うち八一ド事業 480万円) ※八一ド事業(定額)は施工業者と農業者で共同で実施すること。(農業者の施工に関わつた内容、時間、

年度		1年目	2年目	3年目
項目		4月~6月 7月~9月 10月~12月 1月~3月 4月~6月	月 7月~9月 10月~12月 1月~3月	4月~6月 7月~9月 10月~12月 1月~3月
①条件改善推進(ソフト事業)	定額 300万円まで	農家意向調査、畦畔高調査、関連計画の策定		
約300万円		法面省力化の勉強会、指導助言		
②畦畔更新 (八一ド事業) <mark>約190万円</mark>	定額 14.5 万円/100m 【 9.5 万円/100m】 ※バックホウを使用すること		機械に	
③排水口更新 (八-ド事業) 約10万	定額 4.0 万円/箇所 [3.0 万円/箇所 ※バッカナウを作用するフレ			イメーツ] スメーツ]
	※ハゲンパンで1丈用 9 ること			
④法面管理省力化(八一ド事業)約250万円	定率 ※地元負担は市町村によっ て異なります。	草刈り作業の省力化、法面保護を図るため、法面保護を図るため、時時に種とのできます。	省力 を図 に種	適宜草製り実施
うち地元負担25万円 (負担10%の場合)		(151X)COL		

[] 内に定める単価とする。 ※施工の全部を農業者施工により実施する場合には、

植生被覆による農地法面の管理省力化に活用可能な事業

農地の草刈りが大変で困っていませんか?

▶ 植生被覆の例)

高さ30cm程度









は で は で が に で で に と で で に で に で に に に に に に に に に			一	一般 一般 一般	極子吹付削がある。	/ 然中でした山井ランサセイサボー オサルブ
センナドートクコ人	きのイネ科植物で、地面をはうように拡がりま	センチピードグラスが被覆した法面は、雑草の	草刈の作業が軽減されます。	いらセンチピードグラスが定着するまでの1~2	<u> </u>	いみ 田一 お 子 当 断 こ す こ 古 ご こ た 卦 か 今 子 ク ブ か サ ナ

す。そのため、センチピードグラスが被覆した法面は、雑草の 侵入を抑制し、草刈の作業が軽減されます。 本シチピードグラス 注意)種子吹付からセンチピードグラスが定着するまでの1~2 年はきめ細やかな法面の管理が必要です。 センチピードグラス な下記事業を活用し、植生被覆により草刈り作業を省力化できます。まずはお往まいの市町村にご相談ください! な下記事業を活用し、植生被覆により草刈り作業を省力化できます。まずはお往まいの市町村にご相談ください! は高か細やかな法面の管理が必要です。 事業主体 地元負担 実施要件等
*グラスが被覆した法面は、雑草のが軽減されます。センチピードグラス上ドグラスが定着するまでの1~2センチピードグラスが必要です。センチピードグラス植生被覆により草刈り作業を省力化できます。名事業主体地元負担名事業主体
す

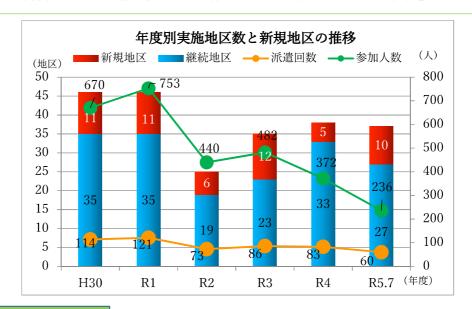
	•				
		事業名	事業主体	地元負担	実施要件等
-	H	多面的機能支払交付金	農業者及び地域住 民等で組織する団 体	組織内で合意形成がとれた交付	【資源向上支払(共同)】 ●事業計画に基づき原則5年間活動を行う組織 ☆活動計画への「きめ細やかな雑草対策」の位置付け
7	庫補助事	中山間地域等直接支払交付金	農業者の組織する団体等	金の範囲内	[多面的機能を増進する活動] ●中山間地域等 ●協定に基づき5年以上活動を行う組織 ☆協定への「景観作物作付け」の位置づけ
	***	農地耕作条件改善事業	市町村、土地改良 区、農業法人等	市町村によって異なる	●地域計画区域内の農地(R6まで:市町村が策定した工程表に基づき協議の場を設置した区域でも実施可能)●総事業費 200万円以上●受益者数2者以上
	県 津	しっかり守る農林基盤交付金	市町村等	市町村によって異なる	●国庫補助事業の要件を満たさない事業 ●受益戸数2戸以上(条件を満たせば1戸も可) な崩れやすい法面の保護を目的とする。
	独事業	集落営農体制強化支援事業	中山間地域の集落 営農組織	50% 40%%急傾斜地(田:1/20以上、 畑等:15°以上)	●集落営農の規約を締結すること。●地域計画の目標地図(人・農地プラン等)に位置付けられている又は位置付けられることが確実であること。●「集落営農ビジョン」の策定において、人材育成に係る目標を定めること。

	10~12			
3年目	01 6~2	等 (適宜)		
	9~7	の		
	1~3	(運車)		
	10~12	110、灌水等(適		
2年	2年目 7~9			
	9~5	1 1 1 1 1 1 1 1		
	1~3	- H		
年目	10~12	調査、草刈り等	\	
	$b{\sim}L$	法面調查、	↓	
	4~6月			
スケジュール	(A)	作業	多面、中山間、 集落営農体制	しっかり守る 農地耕作条件

【報告事項】みんなで取り組む農山村保全活動支援事業の実施状況

農山村ボランティア

高齢化・後継者不足の進行により、農地や農業用水路などの維持管理が困難になっている 中山間地域の農山村集落に「農山村ボランティア」を派遣する派遣業務等を民間団体に委 託し、維持管理作業の支援や農村資源の保全、地域の活性化につながる活動を行う。



R2 以降、新型コロナウイルスの影響で派遣回数や人数が減少していたが、5 類に移行した こともあり、今年度は 7 月末時点で派遣地区数が 37 地区と以前の勢いを取り戻しつつあ る。また、R4に実施したオンラインでの市町への聞き取りや宣伝チラシの効果もあり、新 規地区が10地区と派遣地区を順調に増やしている。



水路清掃の様子



農道の草刈りの様子



獣害対策の柵の設置

共生の里・むらまち支え合い

R4に単年活動を実施した2地区(殿地区・楠城地区)が協定締結の調印式を実施した。 R5は、マッチングを行い鳥取市上段地区と日本生命が話し合いを行っている。 むらまち支え合い事業として、日南町多里地区と米子市啓成自治会が単年活動を開始した。

叫 ○地区所在地 ○協定締結日 出

(令和4年度に単年活動) 明治安田生命保険相互会社 清水の恵みを守る会 令和5年3月8日 机高田殿



(令和4年度) 単年(お試し)活動の事業計画概要

5 動 概 要	の清水水源池の清掃 ・神社境内の落ち葉等の片付け、水源地の掃除 ・芝桜の定植作業	成、収穫 、耕運	・そば打ち、クッキー作りの体験 ・ガレット作り体験	・新型コロナウイルス感染拡大により中止
斑	・農道の草刈り、布勢の清水水源池の清掃 ・有害鳥獣防止柵の設置 ・芝桜の定植	・交流畑での農産物育成、収穫 ・耕作放棄地の草刈り、耕運 ・そばの種まき	・名水そば打ち体験 ・農産物、加工品等の販売	・さくら格交流会
項目	農地・農業用施設の保全管理	遊休農地の再生及び営 農作業	農産加工品の製造・販 売等	農村資源保全活動

単年活動の写真













取組

今後の課題

活動成果、

<今後の課題、取組>

○令和4年度に実施した単年活動を契機とし、令和5年3月8日 より5年間の協定活動を開始。

○農村、企業ともに本事業のメリットを感じ、未長い活動とな るよう無理のない範囲で取り組みを行っていく。





国府町楠城 ○地区所在地 ○協定締結日

(令和4年度に単年活動 鳥取ガス株式会社 共生の里なわしる。 **令和5年5月23日** 叫 出 協



(令和4年度) 単年(お試し)活動の事業計画概要

活動実績	・農地・施設(山腹水路)の現地確認および打合せによる作業内容の検討	・遊休農地での草刈り及びトラクターによる耕うん	・獣害対策勉強体験会 ・イベント「おいしく獣害対策(シカ肉レッグの解体)」の開催	・バーベキューハウス内設備のシート張り・農道、水路への消雪パイプの設置
活動概要	・保全管理対象となる農地・施設の現地確 認及 び作業内容の検討 ・農道、農業用水路の維持作業	・有害鳥獣捕獲罠、檻の設置、管理体験 ・遊休農地の現地確認及び草刈り、耕うん	・加工施設の現地確認 ・捕獲した有害鳥獣の加工品の販売・検討	・交流拠点となる集落周辺施設の草刈り等維持管理 作業 ・交流行事の体験及び検討
頂目	農地・農業用施設の保 全管理	遊休農地の再生及び営 農作業	農産加工品の製造・販 売等	農村資源保全活動

単年活動の写真















○単年(お試し)活動を行うことで、お互いの連絡手段等の確立や、 本事業の協定締結後の活動をイメージできた。

く今後の課題、取組と

- ○令和4年度に実施した単年活動を契機とし、令和5年度より5年 間の協定活動を開始。
- ○「共生の里なわしろ」を新たに立ち上げ、農地や水路等の保全管理活動と併せて、集落内にある交流施設を活用した取り組みを企画し、鳥取ガス株式会社と連携による地域活性化を図る。





